

令和3年4月9日

高等学校一年生保護者の皆様

三田学園高等学校

校長 松井 忠幸

「高等学校等就学支援金」の申請について

いよいよ新学期が始まり、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より本学園の教育振興にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

「高等学校等就学支援金」は、全ての高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図る目的で定められた返済不要の国の制度です。

この度は、「就学支援金」と「就学支援金の加算」についてご案内いたします。いずれの場合も、4～6月分は令和2年度の所得確認基準額（元年度所得）で受給資格を判定しますが、下記の条件に当てはまる方は、必要書類をそろえていただき、手続きをすすめてください。

1. 対象者の条件

令和2年度の保護者全員の所得確認基準額の合計が304,200円未満の世帯である。(年収910万円程度)

2. 補助単価

	所得確認基準額	世帯年収目安	支給月額	支給額年額
就学支援金	304,200円未満～ 154,500円以上	910万未満～ 590万以上	9,900円	118,800円
就学支援金+加算	154,500円未満	590万未満	33,000円	396,000円

3. 支給時期及び支給方法

国の就学支援金と加算額は、申請後生徒本人（保護者）ではなく学校へ振り込まれます。本校から兵庫県に申請後、県からの決定がありましたら、学校より支給額決通知書を送付いたします。

就学支援金は、第1期分は9～10月頃、第2・3期分は来年1月頃、第4期分は来年3月頃に振込みにて還付いたしますが（前年度参考）、いずれも事前に書面でお伝えいたします。

（就学支援金・加算の第1期：4～6月、第2期：7～9月、第3期：10～12月、第4期：1～3月）

4. 提出書類

- ① 受給資格認定申請書
- ② 個人番号カード（写し）等貼付台紙

※①②を封筒（長形封筒で可）に入れて学年・組・氏名を記入し、提出してください。

